

平成21年度第2回東久留米市社会福祉審議会議事録

1 日 時

平成22年2月23日（火）午後7時00分～午後9時33分

2 場 所

市役所7階 702会議室

3 出席者

〔審議会委員〕

川村委員、矢花委員、加藤委員、大黒委員、當麻委員、福地委員、磯部委員
有賀委員、大西委員、貞廣委員、松永委員

〔事務局〕

田中福祉保健部長、鷲池子ども家庭部長、田中健康課長、相川障害福祉課長
内野介護福祉課長、小島福祉総務課長、井口子育て支援課長、渋谷保育課長
鈴木社会福祉協議会事務局長

事務局： 定刻になりましたので、本日、第2回目の社会福祉審議会よろしくお願
いたします。

きょうもお持ちいただいたと思うんですが、5カ年の進捗状況調査表、こ
の中で前回左側のナンバー1、2、3、5の第1章の利用者本位のサービス
の提供体制の整備ということでご質問いただいた分と、それから第2節の左
側のナンバー7、9、16、この3問、7問について回答し、また再質問と
いう形で、一応ここまで終了させていただきました。

本日、それ以降の同じページ左側、17番、18番、25番、次のページの34
番、48番、51番、52番、これは第2章、在宅サービス、第1節、高齢者、
障害者、子育て家庭への福祉サービスの充実という節になっております。こ
の7問をまとめて再質問等あればという形でお願ひできればと思っております。

あとは、左のナンバーで67番、86番、91番、最後が140番。一応、ここの
番号の質問がございまして、それに対して回答もさせていただいて、本日再
質問があればという形を取らせていただければと思っております。

会長、その辺で進行していただければと思っております。

会 長： その前に、きょうは傍聴される市民の方はみえるんでしょうか。お1人。

今、事務局からお話がありましたことを受けて、今年度の第2回の社会福祉審議会を始めたいと思います。

審議会の次第、東久留米市地域福祉計画前期5カ年の進捗状況についてということで、前回の第1回を受けて、きょうは2回目ということになります。

今、事務局からお話がありましたように、この計画の前期5カ年の進捗状況では149の事業があったんです。そのうち、委員の皆さんに事前に事務局からご質問があればということであったのが、そのうちの18ということです。前回までに終わった分として今お話がありまして、お手元の資料で再度確認していただきますと、1から16までの質問票に対してこれを中心に行ったということです。

きょうは、お手元の11ページにあります。第1回質問表の11ページの17から21ページの140になります。前回同様、質問の趣旨と当局の回答、ここに書いてあるんですけども、簡単にコメントをいただいて、その後でまず質問された委員の方で、ご質問された回答について、なおご質問があればお伺いすると。それ以外の委員でもここは確認しておきたい、あるいはここがもう少しわからないということがあれば、そこをご質問いただくということで、まず17、2章の1節の1、訪問介護の充実と質の確保、こちらで委員に対しての市の回答がありますので、市のほうで質問の趣旨と、それに対する回答ということで、簡単にコメントいただけますか。

事務局： この間は読んでいるものが前提という形で、その辺は省略したらということになっていたんですがよろしいですか。

会 長： 読めばわかるでしょうけれども、簡単に要旨だけそれぞれお話いただければと思います。介護福祉課ですね。

事務局： ナンバー17ですけども、委員から記載された数値について、数字上の比較が全くできないというようなご質問がありまして、おっしゃるとおり、数字上の比較といったことは行えない状況にあるので、その辺はぜひご理解いただきいというようなご回答になっております。

会 長： 委員、そういう当局のご回答ですけども、いかがでしょうか。

委員： 18万8,803時間というような非常に細かい数字でアバウトではないんです。これだけの細かい数字が出てくると、数字の比較非常に厳密性を帯びてくる。比較できない数字をここまで細かくあらわす必要があるのかという疑問だけなんです。数字の取り扱いというのは、違えば違った分だけの説明責任が出てくるとお思いますので、そういう意味でアバウトな話なのか、本当にこれだけ細かい数字で比較することによる説明をどうやってやるのかを非常に不思議に思ったものですから、そういう質問させていただいたわけです。

事務局： 補足いたしますと、18年度に介護保険法が改正になっておりまして、以前に拾った段階と法改正の後ですと制度が違っているのです、おっしゃるような意味から言えば、後の数値というのは比較の対象にならないということからすれば、記載するのがよかったのかどうかというのはございます。

事務局： 制度が変わってますので比較というものはできませんが、実績としてこういう状況にあるということで掲載をしたということです。

委員： 逆にいうと、今お話があったところを十分に文字で組み込んでいただければ十分に承知できる話なんです。

会長： ほかの委員さん、この関係で。

委員： すみません前回休みまして、きょうは出てきましたのでよろしくお願い致します。

今の訪問介護の充実と質というところですけども、提供する時間が多或少ないだということの問題でなくて、訪問介護サービスの質をどうしたら上がるかという視点でとらえないと、この問題はおかしいんじゃないかというふうに思うんです。

最後のほうに、事業所職員が研鑽しているというようなことで書いてありますけれども、これは確認というか、今は正規の職員ばかりでなくて非常勤だ、パートだという方が非常に従事者に多くなって、事業者は割と非常勤だとかそういう方の研修というのを漏らしてしまう可能性が多いので、従事する、サービスを提供するのは正規だろうが、準だろうが、非常勤だろうが同じになりますので、研修というのは全員が研修を受けられるような体制というのを考えていかなければいけないんだらうと思うんですけれども、その支援というのは、市は何か考えているんでしょうか。

会 長： この点、いかがですか。具体的な研修計画なり、研修実績なり、その成果です。あるいはそこで浮かび上がった課題。

事務局： 各事業所にかかわる職員の皆様、事業所の方も含めて、東京都なりから研修のご案内などもいただきまして、私どものほうも事業者に対してそういった情報はもちろん提供いたしますし、また東京都のほうからも一定程度の資格をお持ちの方が対象ですとか、それぞれの資格要件もございますので、そういったところで、各事業所に不公平にならないように、機会はなるべく均等に回るようにということで配慮はさせていただいているつもりでございます。

会 長： いかがですか。

委 員： 非常に難しいことだろうと思うんですけども、今度の介護保険法の改正で、家事援助など初めは家族がいると提供しないということがあって、国のほうがそれを撤回するみたいな形で、いろいろな条件がそろえば家事援助は提供しますということに変わったわけですけども、そういうこともヘルパーさんがわかってやっているのかどうかというのが、ちょっと疑問になるときがあるものですから。新しい情報もこうやって提供されているということで理解していいですか。

事務局： はい。今、委員がおっしゃった内容についても、各事業所に市から直接ご通知申し上げております。

委 員： 結構です。

会 長： よろしいですか。

この点について、ほかの委員さんはいかがですか。よろしいですか。この研修も、国なり、東京都なり、あるいは市独自なり、あるいは事業者単独なり、いろいろな方法があるかと思うんですけども、肝心なのは研修しなさいよと、その後の結果なり、成果なりというのを何らかの形でフィードバックさせて、市がフォローアップしていく、そういうようなサイクルシステム、こういったものをぜひお考えいただかないと、なかなかその結果、どうなんだと。それは、サービスの利用者にどういうふうに反映されたのかということまでいかない、と思うんです。つまり、一方的になってはいけないと思うんです。双方向における研修体制というのがすごく大事だと思いますの

で、また、そのあたりも前向きに検討していただきたいと思うんです。

委員： 基本的には、日勤なり、時給なり介護士になっているわけです。その人を雇用しているところの事業主、あるいは経営者、そういうふうな人に対する指導は、本来的に東京都がやるんですか、市町村がやるんですか。権限というのは。介護職員の研修をやるというのは。

事務局： 基本的には東京都になると思います。

委員： 東京都は今どんなこと、経営者に対して個々の職員はともあれ、経営者に対してはどんなふうな指導監査とか、そこが大事じゃないかと。

事務局： 事業者そのものが都内にもかなり数が多いございますし、毎年といったことにはならないと思います。T委員がおっしゃるような、指導監査といったものも一定の年数の中でサイクルを決めて実施していると聞いております。

市内においては、ちょっと話が適切かどうかわかりませんが、介護サービスにかかわる事業者協議会なども設けておりまして、その中で市が関与できる部分については関与して、介護事業者の質のアップ向上といったことにも努めているところではございます。

委員： 非常にこれを徹底していくと、また財政的なものも影響してくるということがあるんですけども、前に議論されていると思いますけれども、第三者評価みたいな、それが入ってチェックするというような必要があるんですけども、これはお金がかかると。だから、事業所の中に第三者委員を置いてという制度があるわけで、それを使えばそうお金はかからないで、第三者が入ってチェックできるというところがあるので、事業者も含めて研修は徹底しているのかどうなのかというのを内部でチェックしてもらうようなシステムというのをもっと充実させていけばいいのかなと思います。

会長： その部分は制度的な問題があるので、市だけの問題ではないのでなかなか難しいんですけども、例えば介護保険運営協議会、そういったところで議論していただくということで、同じ市の中でもそういう介護保険運営協議会とこの審議会とが連携して、どのような現状にあるのか、どういう課題があるのかということは、市レベルでは対応できるかと思うんです。そういう意味で、ほかの市の中のさまざまな、今回は介護保険の関係の議論をされているんですけども、いろいろなプロジェクトチームが制度的にできて

いるわけです。そこと連携するというのは、社会福祉審議会というの、市の社会福祉行政の一番のマクロの部分なので、ミクロの部分のそういう運営協議会とか、そういったところと情報交換して、市レベルでできるだけことはきちんとしていくということが大事だと思うんです。

一方で、もちろん、東京都は指定の協議会を持っているわけだから、一律的に制度的には都道府県知事になるわけですが、市レベルでも制度の限定はあるんでしょうけれども、できるところはきちんとしていくということが大事ではと思うんです。

委員： これは、東久留米市に対するお礼もあるんですが、私どもは今小規模多機能事業所を東久留米で初めて運営しているんですが、東京都の指定された機関が第三者評価をしました。これは現場の実態から利用者の評価、あるいは経営まで全部チェックされるわけです。その、膨大なお金を東久留米市から支援していただいています。私どもが自分で自己評価をただけでは甘くなってしまって話にならないので、第三者が非常に厳しく評価する。そのシステムを東久留米市が援助してくださり、非常につらいことですが、大変役に立つ、あるいは我々の行動を足元から見直す、非常にいい機会をいただいています。それをご支援いただき感謝をしたいということです。

事務局： 今回の第三者評価に関しては、市の独自の事業じゃなくて、東京都から補助をいただいてやっておりますので。

委員： そうは言いながら、私どもは市とのやりとりでございますので。

会長： いずれにしても、研修と実際の成果と、それからフォローアップ、これを東京都と連携し、あるいは市の中でも関係チームと情報を共有して、市民のためのサービス充実というところが質の確保ということになるかと思うんです。では、この点はよろしいですか。

それでは、12ページのナンバー18です。訪問看護の円滑な利用促進、簡単にコメントを介護福祉課からいただけますか。

事務局： これも申しわけないんですけども、数値の誤りということで、ここでご訂正というか、誤りについてのご報告でございます。

委員： これも、先ほど部長からご答弁がありましたように、改定時の平成17年度の現況と、前期の進捗状況という言い方をするとどうしても比較になって

います。しかし、この数字が今の現実をあらわしており、この次につないでいくことが備考の中にコメントされていけば何ら問題ないと思ったんです。

事務局： その辺は注意してまいりたいと思います。

会 長： これは、単純なミスということによろしいですね。

この関係について、ほかの委員さん、何かご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、ナンバー25、ふれあいサービスの充実というところで、これは社会福祉協議会が所管になっております。委員からご質問が出されていて、回答は13ページになっておりますので、社協の事務局長がおみえですので、ちょっとコメントいただければと思います。

事務局： 備考欄のところで、預託時間制度、それから利用券の廃止。利用料は、直接利用者から協力者に支払う方法に変更とあるが、どのような理由かということがまず第1点です。

それから、第2点については、協力者の確保、その他の継続ということであるけれども、この件につきましては財団さんのほうで力を貸せる部分があるからどうだというこの2点でございます。

第1点目の部分ですが、預託時間制度これを導入して平成元年からやっておりましたんですが、平成12年から介護保険制度実施になりまして、利用者等が半減をした経過もあります。その関係から、新規協力者も、また預託時間に関する希望者もないというような状況もありまして、預託している協力者も数名となりまして、平成19年に廃止をしたということでございます。

また、それを廃止することによりまして、平成14年からファミリーサポートセンター事業というのを市から委託を受けております。そのほうの報酬の関係を直接支払う方法ということをしておりまして、その関係につきましても、それほど運営に支障がないということなので、経費節減等の関係もございまして、ふれあいサービス等の関係につきましても、平成21年7月から変更となり、直接やっただくということに変えてございます。

それから、2番目について先ほどのお力添えという部分でございますが、いろいろご意見等いただきながら検討するということでお答えをしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。

委員、そのような回答ですがいかがでしょうか。

委 員： 財団としても、時間預託、あるいは地域通貨、あるいは時間通貨といったものに取り組んでおりまして、ご存じだと思うんですけども、景気が悪いときには意外にこういったものが復活するというふうに見ております。現実的にある地域では、時間預託ではなくて時間通貨という形で、助けた側が30分助けたよ、そのお礼として30分券をお渡しして、助けた側が30分券をもらっておいて、また自分が何か助けてもらいたいときはそれで助けてもらうというような、謝礼の気持ちをそういった時間通貨という形でやりとりする。ただ単に、何かやってもらって助けられっ放しでは、非常に心苦しいのでという感謝の気持ちを時間通貨という形で表しながらやっているのが、意外に広がりつつある状況なんです。

そんなことも含めまして、特にふれあい活動というものは、これから公的な制度だけではフォローしきれない部分、制度の谷間にある部分を救うためには、非常に重要な要素、重要なものになってくると思うものですから、そういう意味で検討していただければ、さらに財団としてできることがあればお手伝いさせていただきたいというところです。

特に、きょうも財団で総会がございまして、慶応大学の田中先生をお招きしまして、20年度の地域包括ケア研究会の論点整理の座長を務めた田中先生ですけれども、論点整理の中に、「自助、共助、公助、それぞれの関係者の参加によって形成されるため、みずから地域の特色が反映されるシステムとなる。したがって、これらの地域包括ケアシステムの構築に当たっては、このシステムの構成員となる住民の個性とその地域性に合った検討をなすべきである」と論点整理で述べられています。

現在、これが厚生労働省の中で検討が続けておりまして、将来的に見て地域での助け合い活動、ふれあい活動というのが非常に重要なものになってくると思います。助け合い、ふれあい活動を地域包括ケアに組み入れなければ、介護保険料を上げるか、他の制度に変えていくのかという国レベルの問題になりますけれども、そういった選択肢も今後国がおこなっていく可能性が十分に考えられます。介護保険料を上げないためにも、ある意味ではふれあい

活動というものを今から、何らかの手法を用いながら、活発化させていく必要があるのではないかと認識しておりますので、もし東久留米市でそういったことに取り組みたいというのであれば、ご協力させていただくこともやぶさかでないという意見表明というところです。

事務局： ありがとうございます。

会 長： 東久留米市内のこういった制度、NPOは分たくさんあります、市内には。こういった取り組みはどうなんでしょう、社協のほうではつかんでおられるんですか。それとも、そういう実態はまだないんでしょうか。

事務局： 家事援助系につきましては幾つかございます。ただ、それのほうの関係で社協が一番最初にやり始めたという言い方はおかしいんですけれども、こういうボランティア的な部分のところでは、そういう形でいくのには逆に言えばなかなか難しいところも結構あると思います、他の団体の関係につきましては。そこら辺のところを考えますと、逆に社協が余りここに力を入れていくと、そちらのほうの他の団体が伸びるところを阻害する可能性もあるというところもありますし、なかなか難しいところだろうというふうには考えております。

先ほどおっしゃっていただきましたように、預託時間という考え方、今までの傾向というか、私どもでやっていたのは1時間に幾らという考え方でしたから、これはそのときそのときによりまして、単価が変わる場合があります。そうすると、そのすり合わせがなかなか難しいという部分もございますので、先ほど私もお話ししましたように、検討材料の一つという形の中では進めていきたいと思っておりますし、また逆にそういうふうやっていらっしゃる団体の部分のところも、余り阻害をしないような形の中で、お互いにうまくできるような方法論も少し考えていきたいと思っております。

会 長： 委員、いかがですか。

委 員： 私のとらえ方の問題になるかもしれないんですけれども、具体的にどうやって充実していくのかなど。22年度から26年度までその辺は何か計画とかそういうのがあるんですか。

事務局： 今、確実に変えるという部分ではお答えできる範囲ではないんですけれども、逆に考えるとふれあいサービスそのものが、平成元年からずっと続いて

いる部分でございます。言ってみれば申請みたいなのところもあると思うんです。それをどういう発展化をしていくのかというのは、逆に考えれば、その部分の中でボランティア的な考え方を持っていらっしゃる方をいかに開発するかということなのです。そういう部分のところでは、そういう形の中でいろいろな講座、または研修等の関係を幅広くやっていきたいというふうには考えてあります。

委員： どんな講座、具体的に。話の流れを聞いていると、非常に申しわけないんですけども、印象としては充実と言いながらも後ろ向きというかそんな印象を持ったものですから、何をどういうふうに具体的に充実させていくのか、住民参加に余り口を出さないほうがいいような答弁もあった印象を持ったものですから、社協は地域福祉の推進役であるにもかかわらず、それを放棄するのかというような感じも一瞬したので。言葉が悪くて申しわけないんですけども、そういう印象を持ったものですから、具体的に何を誰に対して、どういう形で地域福祉を推進していくのか、社協としての役割をどうお考えになっているのかという部分を、ちょっとお聞かせいただければと思います。

事務局： 基本的に、私どもふれあいサービスそのものに関しては、介護、介助という部分には一切触れない。これは基本に考えてございます。そうしますと、それ以外の部分のところではどういう形の中でお手伝いできるか。特に、ふれあいの関係につきましては、清掃であったりとか家事援助であったりとか、また場合によっては話し相手というところもございます。

 特に、話し相手の部分、これは基本的に傾聴などの講座等もありますから、そういうものを含めながらいろいろと進めていきたいとは考えております。

委員： 私ごとで申しわけないんですけども、父親が認知症で、残念ながら昨年亡くなりまして、母親がひとり暮らしという状況の中です。ひとり暮らしの高齢者というのは、本当に話し相手が必要だということです。同居していないものですから必要だというのは痛感しているんです。

 それで、地域の中でいろいろな居場所と言うんですか、いろいろな人が自由に集まってきて、そこに同年代の人とか、多世代交流という形で話し相手がいることによって、日常生活に張りができて生きがいにつながっている。私の母親だけじゃなくて、そこに集まってくる人たちが共に生きがい

を感じて生活しているという実態もありますし、そのような報告も出ています。

今日も財団でそのような報告があったんですけども、ぜひ話し相手、そしてひとり暮らしの高齢者たちが集まれるような場所をつくっていくような具体的な施策を展開して、ふれあいサービスの充実を図っていただきたいなというふうに考えます。お答えいただきましてどうもありがとうございました。

会 長： この制度の場合は、社協ですと、どうしても東久留米全域を対象にということで、こういう制度はどうなんだろうかということだと思えます。全国のいろいろな「さわやか福祉財団」を初め、いろいろなこういう制度を取り入れているところはあるんですけども、全市的というのは意外と少なく、むしろもっと小地域、例えば特定商店街で行うとか、あるいは団地の中で行うとか、そういうことで社協サイドから言いますと、市全域でないと問題になってしまうから、なかなかやりにくいという部分は確かにあると思えます。

そういう点では、例えば東久留米はまだ地区社協はできていないと思いますが、地区社協のような形にして、もっともって地域の特性を把握しながら、そこでの地域の皆さんの思いとか、あるいはサービスのニーズとか、そういったものでマッチングするにはどうしたらいいかということを考えていかねばいいと思えます。

そういう意味では、全市的だけじゃなくて、東部、中部、西部、3ブロックでもいいですし、もつという小学校区単位、あるいは団地単位とか、その小さな小地域の中での助け合いの時間預託、地域通貨、時間通貨というものが成功するし、そういうところがミクロで全国的には取り組まれているわけです。

そういう視点は、地区社協を整備していくという、あるいはふれあいのまちづくりという活動の中から地域を見ていただければよろしいんじゃないかな、と思います。そういう地域の特性を踏まえながら、地区社協も整備していく方向で充実という大きな看板を掲げていくということがいいと思います。

事務局： 社協自体が直接経営するというのは、なかなか今のところおっしゃるとお

り、全市的な問題でファミリーサポートセンターという形でやっています。市内には、おっしゃるように話し合い、あるいは老人のサロンとかああいうのは10カ所ぐらいできていまして、大きな団地とか、あるいは地域センター、あるいはあるご家庭が部屋を改装して、地域のお年寄りの皆さんに月1回とか週1回とか集まっていただく。そのところに、我々社協としては運営費を助成する、こういうふうな形で今やっていますので、そういうふうな需要を掘り起こすというような形で、地域の座談会とか小地域活動という形で、市内全域をくまなく回ろうというふうな形でやっていますので、追々そんなことが充実してくるんじゃないかなと思っています。

委員： 私は東久留米の状態はよくわからないんですけども、大体サロン活動というのをあちこち調べてみますと、月1回と週1回です。それだと、一人暮らし高齢者、月1回、週1回、サロン生活に参加する。これは非常にづらいところがあるんです。

サロン活動といった「地域の茶の間」的な活動が上手くいっているところというのは毎日開いている。サロン活動をやっている場所はどのところかというのと、限られた特定の公民館を活用したりとかいう状況なので、いろいろ工夫する必要があると思うんです。商店街のお店の中の一角、お店でしたら毎日開いていますから、その一角を協力を得ながら、それこそボランティアで、それこそ時間通貨を使いながら、協力を得ながら、毎日そこに来ればお話ができますよと。これは、商店の経営者のご理解がないと無理だと思うんですけども、そういったことにチャレンジしていかないと、なかなかふれあいサービスというのは充実していかない。月に1回、週に1回やっただけではとても充実とは言えないと私は思っています。

私が老人になってひとり暮らしで、あそこへ行けば誰かがいるというような、そんな場所があれば毎日安心して生活できるし、あした死ぬかもしれない自分が、あした目が覚めればあそこへ行ってみようと。そういう保障があることによって、安心したまちというのができ上がってくるんじゃないかと思います。ぜひ、そういうところに取り組んでいただきたい。そういう形で充実していただきたいと私は願っているところです。そのためのいろいろな手法とか、財団等もいろいろノウハウはございますのでご協力できると考え

ています。

事務局：　　ですから、毎日というような形になりますと、なかなか体制の問題だとか施設の問題でできないんですが、毎日やるとなると地区センターを使ったり、地域センターの老人施設もありますので、そんなところをこれからやっていただく、あるいは学校の空き教室を使うとかして、地域の老人クラブの皆さんで運営してもらうとか、そんなふうなことができればということですけども、今すぐそのところを直ちに我々のほうで計画することはできませんけれども、我々のほうとしては、地域の皆さんの座談会の中でいろいろなニーズを掘り起こして、そこで皆さんどんなふうな活動ができますかというふうなところへ持って行って、皆さんの自主的活動の中からそういうものを作っていったらいいなど。

共同募金の配分金の中から幾らか、そういう地域活動をやっていただけるところには、活動費を援助しようじゃないか、こんなふうなことをやっておりますので、ぼちぼち頑張りますので。

会 長：　　先ほど先に手を挙げられたので、どうぞ。

委 員：　　介護とか支援、それをしていく上でボランティアの確保というのはどうなっていますかということをお聞きしたいんです。団塊の世代もそろそろじわじわ大勢ふえておりますけれども、そういう方たちにお手伝いの声をかけていただくんですが、何かそこでボランティアをすることによってメリットがある。例えば、1時間ボランティアをしてポイント制度をつくって、そのポイント数がある程度たまったら、それが介護保険料に還元して、介護保険料が少し安くなるとか、そういうふうなメリットをしていけば、もっとボランティアの数がふえるんじゃないかなとちょっと思いました。

ただ、場所とかそういうことばかりじゃなくて、人的なものの確保、それが必要じゃないかなというふうに思います。

委 員：　　ふれあいの件について、本当に具体的で、参考になるかどうかわかりませんが、今社協さんのお話がありまして、西部地域センターがあるんです。そこに、老人集会室とって20畳くらいの部屋があるんですけども、そこは今改修で閉鎖していますけれども、10人くらいの方がお風呂に入りながら、みんなと話をするのが楽しみで寄っているんです。今、ちょっと閉

鎖しているものだから、その人たち分解しちゃって、八幡に行っている人もいますし、どこも行くところがなくて、プレイスへ行って、少しいすがありますから、そこに何時間も座っているというふうなことで、現実に話し相手の欲しいという方は、そういう形でも集まってきているんです。

これは、私どもの老人クラブの会員などもいますけれども、老人クラブに入っていない、老人クラブというと大体自分自身が活動できないなと思うと老人クラブを抜けちゃうんです。そういうふうな人たちが集まって、それこそ毎日です。お風呂に入って、お弁当を買ってきて、楽しみでいるんです。大体3時間くらいいて解散していくというふうな形。これは、別に経費がかかっているんじゃなくて、社協さんの地域センターを利用していただいて、自然発生的にできているというふうなことが……

委員： 社協の施設じゃないんです。東久留米の施設で市役所が経営しているんです。社協がもし会議をする場合はあそこを社協が借りてやるんです。ですから、社協じゃなくて、市役所の老人福祉関係が経営しているんです。

委員： 地域センターの部分としての活用ですね。

委員： 地域センターの部分と法人施設の部分があるんです。そののところ説明してあげてください。

委員： 施設としてはわかっているつもりですけれども、西部地域センターは地域センターという部分と、それから地区センターという部分があるんです。地区センターというのは、現在はワーカーズが指定管理者で管理していますから、地域センターと地区センターの部分というのは分かれているということは承知しています。

地区センターについては、老人を対象にしている施設なんだということで、お風呂もあれば市で経営しているんですか、それはワーカーズが管理していますけれども、そんな形でお風呂を利用しながらその部分でふれあいをサービスじゃなくて自分たちでふれあいをつくっているんです。そんなことがありますので、要はそういうふうな部分を広げていけば、自分たちのニーズがあるというひとり暮らしの方のニーズの合ったものができるのかなという感じがします。

これは、組織的にやるとかえって無理かなというふうに、自然発生的にな

っているのがいいのかなという感じもしているんです。ですから、私どもも特に関知するわけじゃなくて、そこへ行ったときに皆さんに声をかけて元気でやってますねということで、声かけをやっているというふうなことで、基本的にはふれあいサービスというのはそんなものかなというふうな感じがいたします。

以上です。

会 長： いろいろ議論はあるでしょうし、いろいろな方法もあるかと思いますがけれども、「ふれあいサービスの充実」ということが重要な事業として掲げられていますので、利用者、あるいはサービスの提供者なり、スタッフなりのメリットも考えながら、全市的だけじゃなくて小地域的な視点もぜひお持ちの上で、地道に取り組んでいただければということで、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、14ページのナンバー34、障害者の段階的自立援助の充実ということで、これは委員からご質問がありまして、障害福祉課と社会福祉協議会でご回答いただいていますので、コメントを障害福祉課のほうからお願いできますか。

事務局： 地域の中の作業場関係なども含まれていると思いますけれども、まず法律のほうで自立支援法において、平成18年に施行されまして、地域の中での部分につきましては、障害福祉計画という策定が位置づけられました。既に、第1期、18年度から20年度は終了いたしまして、第2期、21年度から23年度という形で現在計画が進行しております。これまでにつきましても、障害のある方やご家族、または市民の方からご意見を聞いたりとかという形をとっておりますけれども、なかなか十分な皆さんのご意見が反映できるまでには不十分な部分があるかもしれません。

ただ、市としましても、これまで市の土地に市の上物を建てて場所を提供するというようなことが過去においてはできてきておりましたけれども、現在市単独で建設をしていくのは困難ということから、現在の制度の新法移行という形とか、国や東京都なりの活用できる補助金などを使いながら、それぞれ現在置かれている現状の中で、できるだけその制度を活用できるような形で、定員拡大とか充実を図っていく形で努力をしております。

就労につきましては、23年度を目途に就労支援センターというものを視野に入れておりますし、それぞれの障害をもたれている方のサービスの調整につきましては、23年度あたりを目途に自立支援協議会というものをつくる方向で現在検討中です。

ですから、財政的な問題としてはいろいろ厳しい面がございますけれども、利用者の方の意見を反映するということでは、今説明いたしました就労支援センターや自立支援協議会などを活用しながら、さらに充実なりを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

会 長： それでは社協のほう、お願いします。

事務局： 社会福祉協議会で行ってございました優朋でございますが、これは平成11年11月に開設をいたしました。当時の関係からいきますと、知的障害の生活寮という形の中で、やれるところは社会福祉法人でなければならないということがございまして、社協が名義貸しみたいな形ではないんですがやってきたと。ただ、それに実際の運営に関しましては、市内の中に施設いろいろありますけれども、そちらのほうの代表者などからなる運営委員会とそれから現場の世話人という形の中で中心として進めてきた関係がございます。その後、生活寮に関する理解が大分進みまして、それぞれそれを運営する団体もふえて、社協としての先駆的な役割は果たせたところではないかなというふうには考えております。

今後の部分のところ、法の改正等がございまして、障害者の自立支援法であるとか、そういう部分のところから、もっとそれに対しての専門性の高い団体が行うべきではないかということもございまして、そういうような団体のところに引き受けをしていただいたという形になっております。

会 長： ありがとうございます。

それでは、この点について何かありましたら。

委 員： 社協の優朋の関係は別にしまして、障害者自立支援法ということで、今法律を廃止するとか、改正するとかいろいろ問題になっておりまして、先行き見えないところですが、今障害者のニーズというのが、どういうふうになっているかというのを把握するというのも大事なんですけども、公

立はちょっと財政的に無理があるということで、民間が生活寮だとかそういうものを建設して運営していくというような傾向になっているわけです。

私は、のぞみの家の監事ということで、別のI委員のところによくお邪魔するんですけども、そこでよく話に出るのが、建物を建てるときには行政が中心になってニーズをどうやって実現するかということで、公立でなく民間で手を挙げてもらってというようなことで、地域の市民の方のニーズをくみ取って実現しているということですけども、そのときの沿革というか、それが非常にたまたまお話の中で、例えばのぞみだと具体的な話は後でI委員から補足してもらってもいいと思うんですけども、駐車場などはないんですけども、駐車場は公園の一角に借りてということで、それをいろいろある議員が問題を取り上げると、それにどうするかというような話題になって、不安になってしまうというのが実情で、沿革としてそういうものを市が認めたら、協定とか覚書みたいなのはあるんだろうと思うんですけども、文書で契約みたいな形で取り交わしはないわけで、沿革というのが施設側にとっては、取り上げられてしまったらそれは有料でどこかに借りなければいけないというような話になってきまして、今支援費が非常に足りない、運営が厳しい中でそういうことということで、いろいろと議会筋から問題があっても、そういう沿革を市のほうはわかっているわけですから、毅然たる態度でそういうのははねていくというような姿勢がほしいかなという思いで、これを保障していくというようなことで言ってます。

それと、優朋という関係で、生活寮がどのくらいあったら市民の方のニーズにこたえていくというような、ニーズがどのくらいになっているのか。そのニーズの中で優朋は社協から専門的とかそういうことがあるんですけども、社協から優朋を離すというときには、私はびっくりして社協は今度何をやっていくのというような感じで受けとめていたわけですけども、社協はそういうものをやらないのか、そういうところから撤退していつてしまうのかというような心配があるので、私は、社協はそのまま続けてもいいかなと。ほかの民間の社会福祉法人がやるようになって、相変わらず運営は変わっていないんだろうというふうに思いますので、そこら辺が専門的などというふうな話があったんですけども、専門的な視点というのはどこで考えている

のか、ちょっと伺いたいなと思います。

以上です。

会 長： 福祉の専門性が高いという専門性についてのご説明をお願いします。

事務局： そちら辺の部分につきましては、支援費であったりとか障害自立支援法という関係がございまして、その中でどういう形の中でやっていくんだという部分に関して、それから運営委員会で委員にもいろいろとお世話いただいたんですけども、そういう中でその寮に入っている方たち、それから家族の方たち、そういう部分について、どういう形の中で進めていくのか、これが大分難しくなってきたということも一つ。

それから、社会福祉協議会の性格という部分がございます。逆に言えば、社会福祉協議会そのものに関しては、行政というわけではございません。行政のほうから補助金等をいただいておりますけれども、一応形としては民間団体という動き方をしております。そういう中で、社協のでき上がってからずっと持っている部分だろうと思うんですけども、行政とそれから一般の民間の部分で狭間になっているところにいかに力を傾注しながら、それがある一定程度の広がりを持った段階で、また次のものへ進んでいくというような形が多分社協の動き方の一つになっているのかなと。

そういうところが、逆に言えば機関的社協という言い方で、そういう施設的な部分であるとかそういうものは持たないで、ソフト的な部分の中でどう動いていくのかということを進められているというところを考えている部分でございます。

そういうようなこともありまして、逆に言えば、社協そのものは全部社会福祉士がそろってやっているというわけでもございませんし、そういう部分の中で例えば障害者であったり、それぞれの形の中でその専門性に関しては、汎用的な部分では社協はある一定の力を持っていると思いますけれども、より細かい専門性を持つようなところでは、社協は若干苦手な部分があるだろうということもございます。

そういう部分の中で、利用者の方であったり、それから親御さんであったり、そういうところで確実にご相談に乗っていただいたり、そういうような部分の中で進められている団体さんのほうに移管をしていったというような

ことをございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

先ほど来からお名前が出ている I 委員、現場サイドからどうでしょう。今の質疑のやりとりのお考えですけれども。

委 員： まず、自立支援法のほうから言わせていただくと、障害福祉計画ということで立てさせていただいて、そこに我々団体は意見を出すという、基本的には行政がつくるので、私たちは意見を出すというだけの関係でしたけれども、一応数値ができたんですが、数値を乗せていただいたんですが、その数値をどう達成するのかという、達成の工夫については、なかなか議論ができなくて、基本的には先ほども事務局がおっしゃったように、市内の施設が定員枠を広げるというような形でやらざるを得ない状況があります。そこが、できれば工夫の部分も一緒に行政と確認してやっていけたらいいかなというふうに思いました。

実際に、今卒後対策の部分では、東久留米に受けとめる作業所、施設がなくて、東村山市のほうに行っている方が少しずつ出だしているんです。少なくとも、市内でしっかりと受けとめていくということを基本にしながらやっていただきたいということがありますので、数値を上げるだけじゃなくて、それをどうやったら達成するのかということもしっかり一緒になって考えていきたいということが一つです。

それと、精神の方たちとかアルコール依存回復者の作業所が東久留米にもあるんですが、市内だけの方ではなくて、障害の特性があるので、都内全域から来られるということで、交通費の問題とかかなり課題が多くありまして、そこがなかなか解決できないから、新しい自立支援法の事業に行けないということがあるんです。そういう部分で東京都にもしっかりとかけ合って、保障できるような仕組みを考えていただくとありがたいなと思います。

今批判しちゃうと怒られるので、当初は法律が変わったばかりでなかなか窓口も対応が難しく、相談に行ってもあなたは区分幾つですからこのサービスしか使えませんよとか、入所を希望しても、自分で探したら手続きしますよみたいな形で、窓口業務が本当に窓口だけで、本来のケースワーカーの訪

問しながら、家庭状況を見ながらというような窓口になっていない傾向があるので、そこら辺もう一回考えていただきたい。

障害分野はケアマネ制度がしっかりとしていない分、ケースワーカーに負う部分が大きいと思いますので、ぜひ実態も含めてこれから、また法律も変わっていく状況もあります。

ただ、法律が変わってもここで暮らす障害者の生活は変わりませんので、そのところは行政のほうも考えていただけるとありがたいなというふうに思っています。

それと、優朋についてですけれども、当初私のほうに来た移行の理由、撤退する理由としては、資料をいただきまして、経営検討部会の報告書の中では、利用者サービスの利用料の上限管理や介護給付等の請求事務並びに関係機関との調整など多岐にわたっており、事務量が增大しているということが理由だったんです。

それを聞いたときに、いやそれはないだろうということで話をさせていただいたんですけれども、これは平成18年10月26日に決まったことですからということで移管は決定ですというふうな話でした。

先ほど、事務局がおっしゃったように、割とこの優朋は東久留米方式と言われてまして、確かに社協さんでは知的障害の方のノウハウはないということで、我々施設の関係者がボランティアで運営委員会を開催して、何かあったら手弁当でやってました。特に、正月とかゴールデンウィークとか、寮母さんが休まなくてはいけないときは、我々が行って泊まったりとかしてやってきたということで、社協があって、施設がバックアップして利用者を支えていくシステムというのは、ある意味では先駆的な部分ではあったのかなというふうに思いますので、自分としてはすごく残念かなというふうに思っています。

ちょうど、利用者が自閉症の方がなかなか生活にパターン化できなくて、時間を守れなかったりいろいろあって、寮母さんが大変だったんですけれども、その情報が入ってくるのがすごく遅かったというのもありますので、そこら辺当初の目的のように、何でも相談するように自分たちはやってきたつもりなので、そういう連携をしていくことが、この間優朋だけじゃなくて、

地域全体が連携できるような仕組みができるといいなというふうに思っているんですけども、今回はこういう形で社協さんが手を引くというので大変ショックでした。

ただ、このケアホームに関しては、運営的には黒字でした。お金がなくてやらないというんじゃなくて、いろいろな理由があったんだと思うんですけども、実際に生活寮優朋は築20年以上過ぎているんです。この議論の中では、何とか障害のある人が安心して暮らしていけるように、そこら辺改修をお願いしたいということで話をさせていただいたんですけども、一回は検討しますよというふうな話もあって、移管したときに少しでもよくなればいいかなと思ったんですけども、結局はほとんど直すことがなくて、床がべこべこの状態だったり、階段がすごく暗かったりという状況で、この先どういうふうに優朋を提供してくれた大家さんが隣にいるんですけども、いつまでももつのかなという、設備的な部分の心配もあり、社協の役割も、含めてこの場でも少し検討できたらいいのかなというふうに思っています。

会 長： ありがとうございます。

今、現場から見たいろいろな課題なり、問題点なり提起されたと思うんですが、これに対して障害福祉課のほうでは、とりあえず今の時点でどんなふうに受けとめておられるのか、そこだけ確認して次へ進みたいと思いますが、いかがですか。

事務局： 今、委員がおっしゃった現状も課題として残っていますので、先ほど申し上げたように、利用者の方や施設代表者の意見もよくお聞きしながら、先ほどお話した就労に向けては就労支援センターの設立や、または障害をもたれた方たちのサービスについては、今後設立していく自立支援協議会なりで十分論議をしながら、福祉サービスの充実を図っていきたいと思っております。

会 長： この点は、ほかの委員、何か御意見ありますか。よろしいですか。

委 員： 参考まで、もうご存じかと思うんですけども、来年度の社会援護局の予算の中に、社会福祉振興助成費補助金（仮称）概要案というのがありまして、3月2日に担当課長会議が厚労省でありますので、その辺の具体的な内容が多分出てくると思います。こういったものも活用すれば、充実など図れるかと、今ちょっと思ったところです。参考にまで御紹介しておきます。

会 長： また、そういう情報、厚労省のホームページ等を見ていただければ、当局は当然そういう作業をされるかと思いますが、新しい情報も踏まえた上で、いずれにしても、自立支援法というのは就労支援と地域での生活の移行、そういった方針が出ていますので、これは委員言われたように、政権交代して障害者総合福祉法案ということで検討されているようですが、どのような政権であろうと法律であろうと、方向性は変わらないと思うんです。

そういう意味で言えば、施設だけのサービスだけじゃなくて、在宅におけるサービスとか、あるいは福祉寮から一般寮へとつながって自立できるようにというところまで見定めた行政施策というのがあってしかるべきじゃないかなと思うんです。

そういう意味で、現場の声も聞いていただきながら、これからまた、計画の改定のところでも落とし込んでもらえるかと思います。

それでは、15ページのナンバー48の認知症高齢者に関する理解の促進ということで、これは委員からご質問がありまして、介護福祉課がご回答されていますので、介護福祉課のほうでコメントいただけますか。

事務局： この点につきましては、ここに書いてあるとおりでございまして、厚生労働省のほうで、認知症サポーターの養成といったことで、私どもの市でも行っております。もう既に、昨年の12月で1,100人を超える登録がございます。終わった後に、サポーターの登録といったこともお願いし、そういった中で終わった後のご感想などを伺うと、どこかでそういった経験を生かしてボランティアをしたいとかというお声も中にはございます。

そういったことから、市で設けております認知症ケアの検討委員会、市を中心にした検討委員会がございまして、こうした方々の活用方法といえますか、そういったところを検討いたしました。

1つには、1時間半から2時間のサポーター養成講座でございますので、当初平成19年から始めて日にちもたっておりますので、そうした方々に再度フォローアップというようなことで、講座もまた先月開催させていただいて理解を進めていくと。

一方で、市でひとり暮らし高齢者等の見守りネットワーク、これは地域包括支援センターにお願いしているんですが、こういった活動もございますし、

それから社協でボランティア、これは施設とかもございます。そういったいろいろなメニューをご提示するといったことで、これまで活動してきております。

委員： 私が非常に危惧しているのは、全国の状況なんですけれども、2002年に認知症高齢者が149万人であったのが、2015年には250万人、2025年には323万人になるという、2025年までに2002年と比較して約倍以上になっていくわけです。同様に、市町村では同じような比例関係に多分あると思うんですけれども、今おっしゃったようにサポーター養成も非常に重要で、その後のフォローも重要です。そして見守りネットワークにつなげていくというのも非常に重要で、認知症高齢者がふえていくと、家族に対するフォローもきちんとやっていかないと、虐待、権利擁護の問題とも大きくかかわってくるので、その辺の取り組みなどもやっていく必要があるかなと思います。つまり家族の認知症に対する理解への取り組みも重要だと考えています。

さらに、ご存じだと思うんですけれども、大牟田市役所の、池田さんが厚労省の認知症対策に出向かれていて、その間に大牟田市では、徘徊ネットワークとかいろいろな取り組みがなされていました。いま池田さんは、大牟田市役所に戻っていらっしゃるんですけれども、このように具体的に認知症の人に対して、自分たちがどのようなフォローをするのかという具体的な、シミュレーションを繰り返すことによっていろいろな問題点、課題点が見えてきて、自分たちが何をすべきかということをも市民自身が実感して行って、それが最初は1つの小学校区からスタートしたものが、全市的に広がりを見せつつあるという状況にあります。そういうように具体的なフォロー体制の、シミュレーションに取り組んでみるのも大切なのかなと思います。

先ほど申しました認知症高齢者の激増が、すぐ目の前にきているわけですから。東久留米市のいいところにいると思いますので、もう一歩数字の恐ろしさというんですか、私が見ていて驚異的な数字なので、市民が不安に思ってしまったら遅いので、不安になる前に安心感を与えるような取り組みを市と社協と、あるいは住民一人一人の理解を得ながら協力して実践いくことが必要なのかなと思っています。そのような取り組みがリーダー養成にもつながっていくのではないかと、そういう意味も込めて質問させていただき

ました。

事務局： 今のお話で、認知症のご家族を介護されているという、私どものほうでも認知症家族会というものを開催しております。これまでは、包括と市と協力して、2カ月に1回かな開催してまいりましたけれども、来年度以降は各包括ごとに開催するような、より地域に近い形でというふうに考えているところです。

会 長： どうぞ。

委 員： 認知症の養成研修というか、それを受けてこのリングやっているんですけども、これを私以外でやっている人を見たことがないんですけども、これは何のために配るか。これをやって、私は個人的な会などに行って、「それ何」と言われて、「認知症のサポーターの印だよ」というようなこと言うと、「あなたが助けてもらうためにこれやっているのか」というようなことの話になるくらいで、認知症の養成講習オレンジリングって、これ配っていたらそれを使うという努力というか、ただ養成してこれを渡してそのままというような感じで、養成研修というかフォローアップだというようなこともあるんですけども、これは登録した人に個々にフォローアップ研修を通知したのかどうか私ちょっと知らなかったので、そんなときにはまたぜひ参加したいと思うので、それでさっきのふれあいとかそういうのにも、こういう認知症のサポーターが少しお手伝いするとかというような工夫をして、それこそさっきの会長のお話で、研修したがその後がどうだということが大事ななというふうに感じています。

以上です。

会 長： この事業そのものは理解の促進だから、その先のことまでお考えじゃないと思いますけれども、見守りネットワークとリンクさせていくというようなお話がありましたので、ほかの事業とリンクさせて、受講修了者が地域で実際に活動していくというように、ぜひお考えいただきたいと思うんです。

委 員： 私どものヘルパーも利用者さんのお宅に行くのに、このサポーター講座を受けたヘルパーはオレンジリングをしているんです。これは、自分自身に対する意識づけとしての効果がかなりあると思うんです。

ところが、利用者はどんどん認知度レベルが上がっていく。そうすると、

ヘルパーもそのときに戸惑いが多く、毎日初めての経験になってしまう。そういう意味で、認知症サポーターのフォローアップ講座に対する期待感是非常に強いんです。

先ほど委員がおっしゃったように、在宅の認知症がどんどんふえていく。そしてそれをささえなければいけないヘルパーもどんどんふえていく。そういう中であって、この認知症サポーターフォローアップ講座は、膨大なヘルパーの数に対してわずかではない。

それをどうやってフォローアップしていくかということは、よほど行政の力がないと数をこなせないと思います。初任者に対する講座と合わせて、2回目のフォローアップ、3回目のフォローアップというようにフォローをやっていただきながら、地域の高齢者の見守りやヘルパーを介した地域福祉の根が張っていく、そういう努力をぜひともお願いしたいと思います。

委員： 　ぜひ、大牟田を一度ご視察されても良いと思います。徘徊模擬訓練だけでなく、認知症の高齢者をどうフォローするかという形で、ケアに携わる関係者が集まって、認知症に対するケアのあり方勉強会などもやっているんです。そんなこともありますので、遠いですがけれども、もしご関心があれば私から、こういう方が視密に行きますというご紹介もできますので、まず成功事例と言いますか、最先端でどういう取り組みをやって、その中でどういう結果があらわれて、何が課題かというのもよく理解できると思います。その中で地域特性に合わせたシステムづくりをやっていかれたらいいんじゃないかなというふうに感じるところです。

会長： 　この件については、実は私は栃木県的那須塩原市で実際に関わりました。時間がないので余りお話できませんが、認知症サポーター養成講座が終わった、受講者、それと那須塩原の場合はボランティア推進員の講座を持ってまして、合計100人で、「平成の大合併」で3つの旧黒磯市と塩原町と西那須野町が一緒になったんですけれども、これを地域割しまして、ワークショップを3回行って、実際、ランチが31カ所できたんです。そういうことで、もっとよその自治体の取り組みも参考にされて、東久留米市方式ではどういいうのがいいのかということでフォローアップ、さらにいうと、実際の活動家として地域に根を張ってまちおこしをするというところまでフォローアップ

するのが本来の筋だと思うんです。ぜひ、研究していただければと思います。

委員： きょう、ちょうど電動車いすの方がうちの前で電源が切れちゃって立ち往生していたんです。麻痺もあったし、認知症なのかなと思って声をかけたらちゃんと対応できたので、「どうしたんですか」と言ったら、「電源が切れちゃった」ということで、そういう意味でうちの施設使ってくださいねということで電源を貸したんですけれども、我々障害分野なんですけれども、老人は老人分野というふうに限らないで、そこら辺の横の関係を大事に、電源なんかこれから多分、電動の人たちも多くなると思うので、こういうところに行くに貸せますよみたいな、そういうことなどもわかるシールとか張ったりとかしてやれると、我々も勉強になるし、外に出られる方の助けにもなると思うんですけれども、そういうところから始められるといいのかなというふうに思いました。

会長： ありがとうございます。すみません、時間が9時までに21ページの140までやらなくてはいけない。まだ半分にもいってないものですからすみません。

16ページのナンバー51の退院後サービスネットワークシステムの確立、今に関連するかと思うんですけれども、これについて委員からご質問がありまして、介護福祉課のほうでご回答いただいていますので、要所だけご説明いただけますか。

事務局： 介護サービス提供時にサービス担当者会議を実施ということで、これだけで十分なのかというお尋ねでございます。

基本的には、担当者会議これは法で義務づけられているものでございます。だから制度上そういったものになっていると。プラン作成ですとかサービス実施に伴う相談等については、包括支援センターの職員ですとか、市の地域ケア係、こういったものがケアマネジャーの支援を随時行わせていただいていると。神経難病、こういった方については、保健所あたりもさらに加わっていく、そういった意味で対応はさせていただいている。ただ、緊急の場合といいますか、時間的にかなりせっぱ詰まっているときにはちょっと難しいということでございます。

会長： 委員、この点はいかがですか。

委員： ケアマネジャーでもいろいろな方々がいらっしゃって、介護系のケアマネジャーとかいろいろいらっしゃると思うんです。看護系のケアマネジャーさんを上手に養成しながら、そして各機関と連携しながら退院後の医療依存度の高い高齢者が在宅で生活するために、医療と介護とのつなぎ役、うまく連携するためには看護系のケアマネジャーさんを上手に市でフォローアップしながら、通常のケアマネジャーのバックアップ体制というんですか、東京都のモデル事業ようなのがあってもいいのかなとちょっと思ったんです。

会長： そういうご提案があったんですけれども、どうでしょうか、介護福祉課のほうでは。

事務局： 担当の保健師のほうから。

事務局： 介護系のケアマネジャーさんにつきましては、東京都で今研修をされていまして、看護師のケアマネジャーさんは残念ながら、看護の現場にたくさんいらっしゃって、余り数的にはいらっしゃらない現状があります。ですので、チームケアの中に包括支援センターの医療ニーズが高い方が入っていらっしゃることが多いので、そういう方と連携してケアマネさんの情報提供をいただきながら上手にアセスメントしていくというのが実態になっておりますので、私どもも包括のほうの保健師さんとか看護師さんもいらっしゃるので、可能な限りはバックアップさせていただいています。

以上です。

会長： よろしいですか、この件は。

では、17ページのナンバー52、宅老所の整備検討で、これも委員からご質問がありまして、介護福祉課のほうでお答えになっています。

事務局： 小規模多機能について、どういった地域連携がなされているのかというご質問でございますけれども、そこにも書いてございますとおり、私ども去年の4月に1カ所開設したばかりという状況にあります。その中では、運営推進会議ですとか、地域の方も含めた会議をもっておりますので、徐々にはそういった地域との連携というのは進んでいくと思います。ただし、開設されている法人そのものが、もう既に地域でそういった活動をしてこられた法人なので、全く初めてというわけじゃないので、そういう意味では連携というのは図られているのかなと。今後とも、またほかの2つの地域がございます

ので、そちらでも整備を進めていきたいというふうに考えております。

委員： 有効的な政策とかあるんでしょうか。整備する上で、例えば補助を出すとか。

事務局： 国の補助を、1カ所目もそうでしたし、今後もそういった補助制度を活用していくつもりでございます。あと、小規模多機能は単体では難しいというようなお話もありましたので、これも補助を活用する形でグループホームとの併設といったことも認めていくというような方向で今やっているところです。

委員： 厚労省の担当者からは、空間整備費というのは、1つの建物だけの整備じゃなくて、地域包括ケア全体としての地域の空間全体としてどういう位置づけの中に小規模多機能を置くのかというところが補助を出す重要なポイントになっているんだというふうに話していますので、特定のエリアの中でも地域包括ケアをどうするのかという視点に立った上でやっていかななくてはいけないかなと思ったものですから。

会長： 小規模多機能の制度ができる前の宅老所は市内にはどれぐらいあったんでしょうか。その介護保険の小規模多機能に移行しているのは何か所あって、移行したくないというところが何か所あって、多分そういうのは全国的な傾向なんですけれども、その辺はつかんでいますか。

事務局： 市内には宅老所といった施設はなかったということです。

会長： そうですか。では、この件はよろしゅうございますか。

それでは、18ページのナンバー67、療育サービスの充実。これは、委員からご質問がありまして、障害福祉課でお答えいただいております。ちょっとご説明いただけますか。

事務局： ここのご質問のところでは、発生率が高まったのかどうなのかというようなことかメインでご質問であったんですけれども、健康課のほうの健診の関係もございまして、ご回答のほうとしましては、平成16年発達障害者支援法が制定され、市の責務として発達障害の早期発見のため、必要な措置を講じるものとされたという関係から、最近健診を実施する側として、発見率が高くなっていると感じられる。

いわゆる、発生率ではなく発見率です。これにつきましては、対象者の方

がふえたというよりも、健診実施者の精度が高くなった、その結果であろうということだと思われております。このため、早期発見、早期治療という観点から、そのことからして保健師とともに、現在わかくさ学園の発達相談室というのが設けられておりますけれども、そちらのほうに保健師さんと一緒に相談に訪れる親子もふえているという形で、過去においては分かっていたアスペルガーとか広汎性発達障害、また学校の中でもちょっと変わった子というような見られ方をしていた児童の方たちも、現時点ではそのようないろいろな観点から、早期発見、早期治療ということで、そういう発見率という形で高まっているものと思われるという形でございます。

市としましては、子ども家庭センターなどとも連携しまして、発達相談室の活用なり有効活用を、今後とも図っていきたいと思っております。

以上でございます。

会 長： 委員、そういうご回答ですけれども、いかがでしょうか。

委 員： 今のような回答内容を今後の方向性等々のところに書いていただきたくお願いします。これだけですと、増えて大変だ、増えたから関係機関ともっと連携とらなければというふうに受け取られかねません、発見率が上がったという言葉がここにも一つないというのは誤解を生むかなと思いました。

委 員： 昔に比べて障害に対する概念が親御さんから薄れてきて、ちょっと遅れがあるんだっただらということで、結構こういう発達相談室への件数がすごく多くなっているんですけれども、療育のことではなくて、その人たちが学校に行った場合、特別支援学級というのは今現在小学校は15あるんですが3校しかないんです、東久留米の場合。

そういう人たち、その中では三小などはあふれているという現状が実際にあるんです。これは教育の問題ではあるんですけれども、せつかく療育で早く発見されてきた人たちを安心して学校でも教育が受けられるように、もう少し特別支援学級を増やさないと遠いところから3校に通わなければいけないという現状があります。

それと、もう一つ中学校なんですけれども、今特別支援学級は東中と中央中の2校で、実際に今、東中には1人しか通ってないんです。これは、親御さんのほうからもありまして、なかなか特別支援学級の指導要綱がきちっと

入っていない先生が担任になったことで、皆さん中央中に越境しちゃったんです。中央中は21名なんです。もう一人ふえれば4クラス、今3クラス、4クラスというような現状がありまして、何でここまで放っておいたのかなというふうに、実際に東中は現在1人で来年度2人入るということで存続するような話を聞いているんですが、ここは地域福祉計画ということではあるんですが、ライフサイクルの一つで、子どもたちが安心できるような地域をつくっていかねばいけないということでは早く手を打って、バランスよく子どもたちが通えるようにしていきたいし、3校しかないという少ない状況では大変かなというふうに思っています。

あと、学童保育が障害児の場合は3年までということで、一時期それ以降の対応もできていたんですが、状況が変わりまして3年までということで、それ以降どうするのか、親が仕事をやめなければいけないのかという話になったときに、学童保育じゃなくて児童館を紹介されたりとかという状況がありまして、そういう点でも障害のある子どもについては、一定程度見守りが必要なので、学童保育の延長というのは必要なんじゃないかなというふうに思います。

そういう実態があるので、そういうことを踏まえて後期の地域福祉計画というのを考えていかないと、実態に合わないのかなというふうに思っています。

会 長： 現場からそういうふうな課題が提起されたんですけれども、障害福祉課のほうでは、今の時点ではどんなふうにとめられておられるのでしょうか。

事務局： 教育との問題もございますので、今お話があったようなことも行政内部の中でいろいろ会議の場でも現状を伝えていきたいと思っております。

会 長： よろしく申し上げます。

それでは、19ページのナンバー86、保育園の整備。これは、委員からご質問がありまして、保育課のほうでお答えいただいていますので、保育課のほうでお願いします。

事務局： 質問の趣旨は、入所待機児の対策、それから公立保育園を民間とする方針について、それと幼保一元化などの児童福祉と教育の連携についての3つのご質問をいただいています。

1点目の入所待機児対策につきましては、積極的に民間活力を導入して、東久留米全体の保育施設、認可保育園、それから認可外の施設も含めまして、受け入れ枠を拡大して保育園に入所したくても入所できない市民の保育ニーズにこたえることを目指しているところでございます。

それから、2点目の公立保育園を民間とする方針に関する出所というか、そこのご質問ですが、長期総合計画の中では待機児解消を初めとするさまざまな保育ニーズに対応するための規模・定員の見直しを行うこと、ゼロ歳児保育や一時保育・障害児保育の充実、延長保育の推進に努めると計画の中で位置づけられておりまして、その課題解決のために平成16年度の東久留米市経営方針の中で順次施設の更新に合わせて職員の定年等の数を考慮して、民間委託をしていくという方針が示されていたものです。

それから、最後の教育と児童福祉の連携につきましてですが、今年度新しい保育所保育指針が改定になりました。その中で、保育園と小学校の積極的な連携を図ることということが改めて示されました。

具体的には、就学に際して、子どもたちの育ちを支えるための資料としての教育書、保育所児童保育要録をつくること、そして就学先へ送付することが義務づけられてまいりました。これに関しましては、ことしの3月に卒園をする子どもから始まってまいりますので、これを機に連携の形をいま一度教育の部分とお話し合いをしながら、既に始まっている部分もたくさんあるんですけれども、もう一度それを見直していくという機会にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員： 私が言いたいのは待機児をどうするかということなんですけれども、待機児は毎年年度当初は非常に多いというようなことがあって、これが地域で待機児になった場合の家族の方、保護者の方の不満というのは大分ある。そういう中で、公立は建物という整備の関係でいえば、耐震が十分でないのを改築するとか、それから古くなったとか、そういうのがあるけれども、キャパシティとしてないかということ、公立幼稚園を廃止しちゃった。その廃止したやつは、財源にするために更地にして売って収入にするとか、そういうことであれば、保育園用地として幼稚園を使うとか、そういうことで待機児解消

というのは、もうちょっと教育の場面と連携をとれば、学校の空き教室を使うとか、そういうのはちょっと難しい話になるかもしれないけれども、幼稚園は割と使いやすかったんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺が全然なされていない。

それと、幼保一元化というのは、文部科学省と厚生労働省の縦割りが弊害になってなかなか進まないというところがあるんですけれども、だんだん融合してきている。いつかは一緒になるだろうというふうに思うんですけれども、そこら辺は市の姿勢というのは、国、あるいは都から何か言われるのを待っているのか、待機児解消のためにはどういう知恵があるのかというようなところを考えていかなければいけないんだろうと思うんですけれども、割としようがないんだなという話でなくて、前向きにちょっと考えていただきたいなというふうなことで質問しています。

会 長： 質問の背景というか趣旨というか、国絡みの話でもあるんですが、今、委員のお話を受けて、どんなふう感じられたか。今の時点で結構ですけども。

事務局： 幼稚園の活用というお話がありまして、既存の幼稚園の中で認定子ども園というものを設置していただいて、保育時間を長くしていただいている園がごぞいます。今後におきましても、そのような取り組みをぜひ民間の幼稚園のほうでお願いをしていきながら、いろいろなところで保育がある施設の中でできるようにということは考えてまいるつもりであります。

委 員： もう一つ、公立は民間に移管するんだというような前市長の方針があるんですが、今度の市長はちょっと違うようなことで、公立は少なくとも1つは置いておかないと、模範になるところがないんじゃないかというような見解を出しているの、ちょっと変わってくるかなということに期待はするので、前回の子育て支援部会だったか、その部会長をやっているときに、公立保育園は全部移管だということには賛成はしていなかったんだけど、市長の発表になると全部移管だ、社会福祉審議会の意見は聞いているんだというようなことで、社会福祉審議会の委員というのが待機だとかそういうふうに保育園を使っている親から見ると、「あんた何やっているんだよ」というような言い方になるので、社会福祉審議会の意見を聞いたという中でも、一部

の意見というのを取り入れてもらって、後の課題で入っていますけれども、そんなような発表の仕方をしていただきたいなというふうに思っています。

会 長： その点は、ぜひ新市長にも伝えていただいとと思っています。

では、20ページのナンバー91、市職員の福祉研修の継続です。これは職員課が回答されています。きょうは職員課がみえてないかもしれませんが、お願いします。

事務局： 正規職員の定数減により与えられた職務を遂行するだけでも大変と思われる。最低でも、現場内研修が必要ではというようなご質問で、回答といたしまして、人材育成を図る手段としてO J Tの推進、O f f J Tの推進、課の中の人材育成を図るとか、口頭指導するとか、マニュアル作成などでございます。O f f J T組織以外の例えば通信教育だとか、一応そのような研修を今後は計画を立てて人材の育成を図っていききたいなということでございます。

会 長： 委員、いかがですか。

委 員： そういうことを充実していただきたいと思っておりますけれども、総合相談窓口ができなかった、それからコーディネーターの配置というのも十分でないという中で、地域の方が窓口に来たときには、ここにいらっしゃる部課長は全部そういうことはわかっているんでしょうけれども、個々の職員はそれがわかっているかということ、なかなかわからないで、だからワンストップザサービスというようなことにもなるんでしょうけれども、それぞれの地域の住民から見れば、それぞれがわかってきてなければいけないというようなことがあるわけです。

例えば、子育ての関係は私が前やっていたときのスタッフ等全部変わっているから、変わっているから言いやすいんですけども、ある父親が離婚して子どもを育てて、子どもが小さいものだから、どうにかとって子育て支援課のほうに相談に行ったら、その問題は社協だといって、社協につないでしまって、そっちでやってくれよというようなことで、たまたま私が社協にいたら、「Yさん、それは児童相談所じゃないでしょうかね」、「そうだよ」というような話をしたんだけど、子育ての職員は社協でやってくれよといって、その後が何もどういうふうにしたかとかそういう問い合わせはなくてもいい社協に任せる。

また、そこに同じような相談があったら、また社協というふうに、職員の研修というか自己研鑽とかそういうのはなされないというようなことが具体的にありますので、そういうところを踏まえて、ここの部課長だけじゃなく、関係する職員はほとんど、全部理解というのは難しいかもしれないけれども、職員にも窓口を担当しているという意識を持つようによろしくお願ひしたいと思います。

会 長： きょうは職員課長がみえてないけれども、それぞれの課長がおみえですし、これは市の全体の人事計画にも関わることなんです。スペシャリストも養成していくというような人事計画、これは、どこの自治体も、なかなか日本の場合はどうしても2年か3年で定期異動するから、なかなか専門性を持っていただけないというところがありますので、人事計画ともすり合わせをしてお考えいただければと思います。

それでは、最後21ページです。ナンバー140、社会福祉審議会の充実ということですが。これも委員からご質問がありまして、福祉総務課のほうでお答えいただいていますので、コメントいただければと思います。

事務局： 決定権はないが、意見は尊重してほしい。広報等で審議会の同意を得て発表すべきというご質問でございます。従前から、審議会の会議録については、市のホームページに全文掲載されております。広報では、紙面に字数の制限があり、お約束できませんが、今後とも少数意見を尊重して、掲載なりはしていくつもりでありますし、今回も読み合わせの分は出していただいて、またこれから修正をかけて、最終的に了解を得られれば、またホームページのほうに掲載していくという形をとらせていただきます。

会 長： 委員、お願いします。

委 員： 先ほどちょっと触れましたので、もう一度触れなくてもいいと思うんですけども、審議会は諮問を受けて答申するというようなことで、後は意見具申できるという、どなたかが東久留米は特殊でいいことだねというような褒めの話もありまして、ただ今までの経験だといろいろ意見を言っても、それは庁議で決定していきますから、審議会の意見を聞くだけで市長が決定するからというような立場でいろいろお話いただいて、何のために審議会でいろいろ論議するのかなというような疑問があったわけです。

今度は、いろいろと住民参加というか住民の意見も審議会ばかりじゃなく、機会をもって多く住民の意見も聞いていくようになるんだろと思うけれども、そういうような視点で審議会の意見も取り上げていただいたらというふうに考えています。

会 長： 今の委員のお話は、恐らくこの審議会委員皆さんのお気持ちじゃないかと思うんです。ぜひ、前向きにお受けとめいただいて、新しい市長にもぜひご伝言いただきたいと思います。

事務局： どの審議会もそうなんですが、市長から各審議会にご諮問をしまして、それぞれご答申をいただくという内容につきましては、尊重するというのが前提でございまして、これをちょっと変えるというのは、よほどの特殊事情がない限りは、過去そういったことはなかったかなと、私が知っている範囲ではまずそのままというふうに記憶をしております。

もう一つの意見具申という部分でございしますが、これはまた答申とはちょっと異なりますので、取り入れられるものられないものがあるかと、その辺が答申と意見具申では差があるのかなというふうに思っています。

先ほどのホームページでの公開というところでございますが、今度の新しい市長は積極的な情報公開、市民対話というようなこともおっしゃっておりますので、それ以前からこの審議会の会議録というのは全文掲載をさせていただいているというところでは、こちら側の事情を言って大変恐縮でございますが、要約するということになりますとかなりの時間がかかりますので、会長とまたご相談をさせていただきたいと思いますが、場合によってはとりあえず全文という形での掲載になるかもしれませんので、最終的には会長と調整させていただきますと、事前にご了承と言いましょか、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委 員： 総論になるかもしれませんが、この後、後期案とそれから策定ということになっていきますんでしょけれども、どうぞ東久留米市色、カラーの方策を創意と工夫でお願いしたいなと常に思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長： 実は、議題のその他のところで、そのあたりのところは市のほうでどんなお考えなのかということが聞きたかったところですので、その他のところに

入りまして、部長ですか、今後のことも含めてお話いただけますか。

事務局：　今回、前半5年の評価・検証という内容をご報告させていただきまして、皆様のご意見をいただいたというところがございますが、今回の内容を含めて、総括的なご意見、審議会の委員の皆様のご意見に関するご意見をいただきたいというふうに思っております。

前回、私どものほうから私どもの考え方をちょっと述べさせていただきましたが、また改めてお話をさせていただきますが、これが現在地域福祉、それから健康医療そういったものも含めて、国のほうではいろいろな制度の見直しがされておりますので、その辺の動きを見ながら、今後の地域福祉計画をどうしていくかというのを決めたいというふうに思っています。

ですから、現在の計画が満了する前の早い段階で会計なり、あるいは新たな計画をつくるということもあるでしょうし、その辺を今後の国の動きを見ながら定めていきたいというふうに思っております。その辺で、審議会の委員の皆様の方にはまた違ったお考えがあるのかどうか、その辺も含めてご意見を伺えればというふうに考えております。

会　長：　ありがとうございました。

それから、前回の審議会でぜひ新しい市長が決まりましたら意見交換の場などをいただけたらありがたいな、ということをお話しして、議事録にも載っているわけですがけれども、そのあたりの見通しはいかがでしょうか。それを最後にお伺いしたいと思います。

事務局：　新市長との懇談と言いましょうか、そういう場面でございますが、来週の1日から3月の議会が始まります。今回、3月議会ですと新年度の予算というのが1つの大きなものになるんですが、1月20日で現在の市長が就任されたというところでは、当初予算というもの、年間の予算という形での提案はできないと。3月議会では、4月1カ月分の暫定予算でまずご審議をいただいて、その後の年間を通した予算は4月の臨時会で審議をお願いするというスケジュールになっておりますので、そういった状況ですので、ここしばらくはちょっとなかなか市長も時間をとるというのは、非常に難しいところがございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

ですからそのあたり、本予算が終わりまして、本予算の議会のときには市

長の施政方針もお話をさせていただくことになりますので、その後のところで早い段階でどこかで時間設定ができればいいなというふうに考えておりますので、いましばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

会 長：　　そういう御事情ということですので、ご理解いただければと思います。
それでは、きょうはこれで終わりたいと思いますが、全体を通じて何か。
どうぞ。

委 員：　　私が質問したことについて、資料が別紙で一番最後にくっついているんです。時間がありませんから、簡単に申し上げますけれども、16個の重点事業ございます。それについての予算と決算を教えてくださいという僕の質問だったんです。その一覧表が一番最後に別紙でついているんです。私はこれを見て感じたことを1つだけ申し上げますと、重点事業16事業あるんですが、149のうちの16に絞り込まれた重点事業にもかかわらず、5年間の予算が全体で29億なんです。実際に実行されたのが17億なんです、過去のデータで。これは、ご苦労していただいて、各課長から全部データを出していただいて大変ありがとうございます。

これで、市の地域福祉計画についてのスタンスというか、それを見たかったんです。せっかく苦労して地域福祉計画をおつくりになった、そして16の重点事業を網羅されている、目標値まで決められている。その決め方についてはちょっと問題があると思っていますけれども、わずか29億の予算、ご承知のとおり民生費の予算とはちょっと違いますけれども、年間大体市では一般歳出で140億から130億なんです、1年間で。

ところが、この地域福祉計画というのはちょっと軽い扱いなのかなと、これはひがみかもわかりませんが。ただ、各担当の課長のご苦労はこの2回お話を伺って痛いほどわかります。わかりますが、もう少し福祉計画の目標値、このPDCA、会長もおっしゃったけれども、管理のサイクルが回っているのかしらという疑問を持ちました。目標値も整理とか充実とか、そんなものは目標値じゃないんです。だから、実際に目標を達成したかどうかのチェックができないんです。

そういう意味で、後半については前期の反省をしてやるべきだろうと私自身考えております。時間がありませんから以上で終わります。

会 長： ありがとうございます。

数値化できるところとできないところもあると思うんですけれども、今の問題点は非常に重要なところだと思うんです。きょう、市長お見えじゃないんですけれども、どうでしょうか、そういう疑問というか要望があったんですが、部長からでも一言。

事務局： 地域福祉計画は、基本的な部分での計画というところでございます、数値目標なり、具体的な計画というのは、その次の老人福祉計画であったり、障害者福祉計画であったり、そちらで数値化されておりますので、そういう分け方をしておりますので、基本計画の中ですべての数値目標を入れるという形ではなくて、充実とかそういった表現になってはいますが、具体的なものはその下のそれぞれ個別の計画がありますので、そこで数値化なり、具体的なものを入れていくという形でつくっております。

会 長： 委員、よろしゅうございますか。

委 員： 結構でございます。

会 長： そういった情報もできれば出していただきたかったなということは思いますけれども、それはまた、今後の我々審議会の課題にもなるかと思っておりますので、とりあえずきょうはこのくらいでよろしゅうございますか。

事務局： この社会福祉審議会の中で、私ども所管課で、前期の進捗状況だとか課題点、今後の方向性という形で検討させていただいて、今回報告させていただきました。今後、5年間について、今後の方向性というのは一応出させていただいておりますので、これでご了承いただければこのまま進めたいし、先ほど部長の申したように、個々の実施計画、事業計画等があります、そちらのほうで反映するなり、また国の動きを見ながら、もし早めに改定しなければいけない事態になるかもしれません。ただ、今現段階で今後の方向性というのをみな記載しておりますので、こういう形で進めさせていただきたいなというのがあるんですが、その辺の御意見をいただきたいと思うんですが。

会 長： いかがでしょうか。どうぞ。

委 員： 総合相談窓口の件が一番、そこがはかれなというのは苦しいかなというふうに思いました。

それと、障害分野では自立支援法が施行されたときには、地域福祉計画と

の連動ができなかったので、一定程度それはしていかなないとなかなか整合性がつかないかなと。障害分野はこれからが本番です。親なき後というのがこれから迎えられるので、何をもって充実するのかというところがあるんですけども、ネットワーク化ができない限りは、支え切れないということがあるので、そういう意味でももうちょっと議論ができるとうれしいというふうに思います。

会 長： 総合窓口、前回の一番論議されたところが課題として残ったのかなとは思いますが、それから、今、言われた国の立法と法律の策定の指針とのミスマッチのところがあるので、そのあたりも新しい政権のもとでどういうふうになるかというところを見定めながらも、市レベルとして何らかの方向性をきちんと出して課題を解決していくことが大事だということをおっしゃられたかと思います。

そのあたりも大きな問題で今後の課題です。ぜひ、前向きに受けとめていただいて、あと残る5年計画どうなるかわかりませんが、より計画を実行して、市民にわかる形のサービス体系が大事ですので、ぜひ当局でそのあたりは関係部署と連携して、新しい市長のもとでご努力いただければと思います。

というようなことで、きょうは……。どうぞ。

委 員： 国の方向性を見定めてというふうにおっしゃるんですけども、国は国で市町村はそれぞれ独自でモデル事業をやってくださいと言っているわけですから、見定める前にまず自分たちでやってみようという気概というものも必要じゃないかなと勝手なことを言わせてもらいますが、そういうところから国の政策を先取りして、東久留米から発信していくということも、非常に重要じゃないかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

委 員： これで、事務的にはこの冊子はまた変わるんですか。

事務局： ですから、先ほどお話ししましたように、私どもは今すぐ後半5年のところで、改定をするというところは、先ほど言いました国の動きなども見ながら必要があったら早めの段階で改定するということもあり得るということは考えておりますが、現在のところで今の計画を見直すというところは考えていないということです。委員の皆様方からどういうご意見が出るのかという

のはあるかと思いますが、私どもとしては今そういうふうに考えております。

委員： 審議会はきょうで終わりということですか。

事務局： 今回、前半の5年の評価検証をさせていただきまして、その内容を報告させていただきまして、皆様のご意見を伺うということでの審議会で行いましたので、前回と今回とで一通りのご説明もさせていただきましたし、ご意見もいただいたというところで、これについては今回で終了ということになります。

あとは、先ほど会長からもお話がありましたけれども、新市長との懇談と言いましょか、そういう場の設定がどこかの時点でできれば、早い段階でできればというふうに考えておりますので、またそのときにはご連絡を差し上げたいというふうに思っております。

委員： きょうで終わりということで、ちょっと申しわけないんですけども、110です。言いたいことがあります。

老人クラブ活動への支援という形で、20年度、真ん中見てください。28団体、会員数1,946人、このとおりでございます。在住高齢者数は着実に増加しているが、加入者数は伸びないと、実はきょうもそれで会長研修やりまして、会員増強にどう取り組むかということでやってきたところでございます。

それで、市と市民という形の実態になっているんですけども、3年くらい前まで、市報に老人クラブの加入についての記事が載っていたんです。そのときには、全部のクラブの会長名、それからクラブ名を掲載しておったんです。老人クラブに加入してくださいというのが市報の3月か4月に毎年出されていたんです。この3年間それがなくなったんですけども、その経緯というのはどういうことなんでしょうか。何かご存じありませんか。私どもから掲載やめてくれという申し入れをしたことはありません。

会長： 今の御質問について。

事務局： ちょっと、その辺はわからないんですが、1つ考えられるのは紙面の都合というところがあるのかなと。かなりのスペースをとるんじゃないかと思うんです。クラブ名ですとか会長名を出すということで。もう一つは、個人情報というところがあるのかなという……。

委員： その関係かなと思ひまして、ちょうどその時期なんです。

事務局： 確かなところがわかりませんから。

委員： 私ども今ホームページをつくっているんですけども、ホームページについては、各会長の名前を掲載していいかどうか。個人確認をしてホームページをつくっています。ですから、その心配はないんですけども、もしそういう情報公開の部分でご心配であれば、掲載は再度やっていただきたいというふうに思います。

事務局： その辺はちょっとまた広報と調整をさせていただきたいというふうに思います。

会長： 大分時間が超過しまして……。どうぞ。

委員： すみません、このまま継続ということなので、1つだけ質問しておきたいんですけども、76と77と85です。運動広場の整備とか充実ということで、絶対量の不足ということで、すべて終わっているんですけども、今後ともこの次の5年間も絶対量の不足ということで、そのまま進行するんですか。

事務局： これは、課題点という形で上げていると思うんです。絶対数の不足ですよ、今後どうしようというのはまだ具体例は記載されていないと思うんです。

委員： 空いているところはいっぱいあると思うんです。5年間のうちに売れないだろうと思われるようなところもいっぱいあるので、それを使うとかしていただけないんでしょうか。この計画の中で絶対量の不足とかそういうことの位置づけされているのはこれだけなんです。ほかはみんな継続したり充実したり廃止したりとはっきりしているんですけども、絶対量の不足とかいってこのまま放置される問題ではないんじゃないかと思うんですけども。健康のためには、絶対運動広場が必要なので。文言を変えるとか何か、絶対量の不足で放置するべきではないんじゃないかと。

事務局： 少年野球やサッカー場をつくるというのはちょっと難しいのかもしれませんが、運動の場ということで考えれば、大小はあると思うんですが、今委員がおっしゃったように、そういう場所があれば、またそれは努力してふやすべきかなとは思いますが、その辺は一応探させていただきます。

委員： そういうふうを書いてほしいんです。これで審議委員が全部認めましたということにはしてほしくないんです、会長。

会 長： これは認めるとか、認めないということではなくて、数ある事業の中で重点事業のところを中心に、各委員さんの質問があったところを出したわけで、この計画自体はまだ残り5年あるんです。10年計画だから、そういう意味では、審議会として、きょうはとりあえず、前期の5年間の進捗状況の審議会としての評価はこれでいったん終わりますけれども、計画そのものは後半の5年があるわけです。そこは、この審議会の委員の任期はどうかかわかりませんが、市当局としてはあと5年間の中で、今は問題があるけれども、残り5年あるわけですから、10年の中のスパンで考えていくということによろしいんじゃないかと思うんです。

事務局： 誤解を招くといけませんので、ちょっとお話をさせていただきますが、今絶対量の不足というのは、この欄は課題ですとか、今後の方向性というところを記載させていただいておりますので、今の運動の関係でいえば充実はさせていくんですけれども、こういう課題があるよということでの記載でございます。

それから、これは皆さんにご承認をいただくという内容のものではなくて、前期5年はこういう状況でしたというご報告でございまして、それに対して皆様のご意見がいただければということでの審議会でございますので、その辺誤解のないようお願いしたいと思います。

委 員： 理解しがたいところがあるんですが、このまま前期の進捗状況の調査表のまま後期も使わせていただくというのは、2回の審議会のいろいろ審議した内容というのは、悪い言葉で言えば隠れみのにされたかなというふうに思ってしまうんです、先ほどの御発言によると。その辺のところは、このままというのは。

事務局： 福祉計画の見直しというのは、現段階ではすぐにやるということは考えておりませんが、今回皆様からいただいたご意見、これは先ほども言いました基本計画の下の実施計画的なものがございまして、そういうところで反映させていただくということで考えております。

委 員： その言葉が足りなかったですね。

会 長： これはあくまでも第2次の改定なんです。だから、第3次も当然あるわけです。東久留米は社会福祉行政が終わりだというわけじゃないんです。そう

いう意味で、継続して行って充実させることが大事ですので、今回だけじゃないです。ただ、課題ははっきり出ていますので、それは次の残りの後半の5年間のところで、前向きに見直ししておかなくてはなりませんし、後半の5年間でもなお課題があれば、第3次の改定のところでそれがどうなのかと。ただ、もちろん、時代によってニーズも変わりますし、制度も変わりますから、そこをどうシフトしていくかという問題もあります。

今回で終わりで全部認めたというわけじゃないですから、それは誤解がないように。それと同時に、議事録はきちんと記録として残るわけですから。

委員： 最終的にこの2回の会合は、何らかの形でこうありましたよというのはただ議事録なのか。先ほど答申という言葉があったんですが、答申書として審議会が市のほうに答申する形になるのでしょうか。

事務局： これは先ほどもお話ししましたが、今回は諮問という形ではございませんで、前半5年の評価検証を私ども市の内部で行いました。それのご報告ということが1つと。それに対する皆様のご意見を伺いたいというのが1つ。そういうことでの審議会でございます。

委員： 市の当局としては「どういうふう意見を受け取ったよ」ということはどこかにあらわれるのでしょうか。ただ、議事録としてAさんがこうしゃべった、Bさんがこうしゃべったというだけで終わっちゃうのかどうか、そこは確認させていただきたいと思いました。

事務局： さまざまご意見もいただいておりますので、会議録のほうには残ってあるわけですから、そこから今回の審議会の中ではこういったご意見をいただいたというのは一つにまとめることとなります。これは、また議会からもどういう状況であったのかというようなご質問もあるかと思っておりますので、今回いただいたご意見というのは、そういう形、議会のためということじゃなくて、次回の改定にも必要になりますし、実施計画的な計画の見直しのときにも必要になるものもあるでしょうから、その辺は一つまとめさせていただきます。

会長： 可能であれば、新しい市長と意見交換の場、懇談の場というのを設けていただきたいというのが我々の意思なんです。その場で、2回にわたって議論された結果について、何らかのペーパーとして事務局でまとめていただいて、それを我々が見てよいということであれば、これを市長に意見具申という形

になるかどうかわかりませんが、2回審議会を行った結果だと。これ、ぜひ新しい市長のもとで生かしていただきたい、また、同時に課題が幾つか上がったので、後半の計画のところぜひそれを組んでもらいたいというようなことは言わなくてはいけない、とは思っています。その場として、新市長とお会いする場があればということでご要望しているわけです。

委員： 今、会長がおっしゃったように、市のご当局がどういうふうにとらえていただいたのが、何らかの形で出てくるのは素晴らしいことだし、逆にそれが参加された皆様方のご意思かと思うんです。ぜひ会長のお力でよろしく願いいたします。

会長： 皆さんと声を一つにして新しい市長にバトンタッチをするということが、我々審議会の役割だと思いますので、そのあたりはまた、市当局とも相談しながら、副会長の矢花委員ともご意見をいただきながら、まとめていきたいと思っています。

予定よりも30分オーバーしましたけれども、それだけ中身があったし、課題もあったということだと思いますが、よろしゅうございますか。

では、長時間どうもありがとうございました。